

陳 情	受 理 番 号	133	受 理 年 月 日	令和2年4月30日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	新型コロナウイルス拡大による緊急経済対策に関する嘆願書					

## 新型コロナウイルス拡大による緊急経済対策に関する嘆願書

平素より、那覇市中心商店街・国際通り商店街をご支援いただきましてありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症拡大により、一段と深刻さが急速に進み、沖縄県も復帰以降最大の観光危機及び経済危機が既に現実のものとなっています。沖縄県を代表する国際通り及び第一牧志公設市場含め那覇市中心市街地商店街の各店舗においては、国の緊急事態宣言又沖縄県への観光客への渡航自粛要請等の影響が甚大で、国際通り商店街の観光関連業種等を中心に約150件以上の個人事業者又中小・零細企業の休業が連鎖的に続いており、今後1、2ヶ月では廃業に陥る恐れがあります。沖縄県・那覇市の経済及び観光振興に甚大な影響がなることは、現実的に起こることは確実ですので、緊急経済支援対策を下記の内容で嘆願いたします。

その他逼迫した状況に対応した早急な支援策を国・県・市と連携して実施して頂きたい。

### 記

- 1、沖縄県及び那覇市と連携して国へ、個人事業者はもちろん中小・零細企業の自粛した事業者への休業補償を要望して頂きたい。
- 2、沖縄県独自の休業協力給付金・支援金を創設して自粛した個人事業者、中小・零細事業者への給付を那覇市による上乗せして早急に取り組んで頂きたい。
- 3、国及び沖縄県・那覇市と連携して特に個人事業者・零細企業等への固定費(家賃・光熱費等)の助成及び補助制度の確立又国税・県及び市税・ごみ処理料値上げの据え置き・減免・猶予措置を早急に取り組んでもらいたい。
- 4、雇用調整助成金の更なる要件緩和及び前払い制度を国へ要望して頂きたい。また、雇用調整助成金の県及び那覇市による上乗せを強くお願いしたい。
- 5、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、那覇市、民間事業者と連携した新型コロナウイルス感染症に関する沖縄県知事特命の緊急経済対策プロジェクトチーム設置をお願いしたい。

以上

＜新型コロナウイルス感染症で影響を受ける沖縄県の事業者の皆様＞

# 事業継続・雇用維持のための国・県による支援策のご案内

2020年5月7日現在、内閣府沖縄総合事務局・沖縄県

**個** 個人事業主・フリーランス向け、 **中小** 中小企業向け、 **中堅** 中堅企業向け、 **大** 大企業向け

以下の支援策は、**一部を除き、一定の売上減少が生じていることを要件**としています。詳しくは各支援策の問い合わせ先にお問い合わせください。

## 1 家賃など幅広く使える返済不要の資金が必要

### ■ 個人事業主等に最大100万円が支給されます

**個** **中小** **中堅**

※売上が前年同月比50%以上減少の事業者が対象。

個人事業主・フリーランスは最大100万円。中堅・中小・小規模法人は最大200万円。

○問い合わせ先：持続化給付金コールセンター（0120-115-570）

### ■ 県の休業要請へ協力した事業者※1に20万円が支給されます

**個** **中小**

### ■ 飲食店※2・小売店等※3に支援金10万円が支給されます

**フリーランスを除く**

※1、※3については、**5月中旬までに詳細を公表予定**。休業要請への協力金については、売上減少の要件はありません。

※2の飲食店については、休業要請対象施設を除く。

○問い合わせ先：沖縄県支援金等相談センター（098-851-9990）

## 2 雇用維持したいが休業手当の支払いが負担

**個** **中小** **中堅** **大**

### ■ 8,330円/日を上限に最大10割の助成が受けられます

※ 8,330円/日を上限に、休業手当の一定割合の助成を受けられる制度。休業要請を受けた中小企業が解雇等を行わない場合等は10割助成（この場合も上限額は8,330円/日）

○問い合わせ先：沖縄労働局職業対策課（098-868-3701） 及び各ハローワーク

## 3 事業継続のため運転資金の融資を受けたい

**個** **中小**

### ■ 県内の主要金融機関※1で、貸付当初3年間の実質無利子※2・無担保・据置最大5年間の融資が受けられます

※1 取扱金融機関は、沖縄公庫、商工中金、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行。

※2 実質無利子化は3,000万円が上限（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は1億円）。

※3 実質無利子化に係る利子補給は、一部金融機関においては、所定の利子を支払った後、申請により利子分を返金する方法。**申請方法等の詳細は後日公表**。

○問い合わせ先：各取扱金融機関

## 4 過去の融資の返済負担を軽減したい

**個** **中小**

### ■ 過去の借入れを一部実質無利子に借換できます

※実質無利子化は3,000万円が上限（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は1億円）。

○問い合わせ先：各取扱金融機関

- 【税】基本的に全ての税について納税の猶予が認められる場合があります。
- 【社会保険】厚生年金等の保険料納付の猶予が認められる場合があります。
- 【電気・ガス】電気・ガス料金の支払いについて電気・ガス事業者に対し柔軟な対応を要請しています。
- 【水道】工業用水道料金の支払が困難な場合、納期限の延期、基本使用水量の減量に応じることが可能です。
- 【家賃】国土交通省より、賃貸する側が賃料を減免した場合、それによる損失は税務上の損金として計上できることが明確化され、賃料の減免を行いやすい環境が整備されています。

## 問い合わせ先

前ページにある各種制度の問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

### ○無利子融資等に関する問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
沖縄県信用保証協会	098-863-5300
沖縄県商工労働部中小企業支援課	098-866-2343
その他、各金融機関（沖縄銀行、琉球銀行、商工中金、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行）	

### ○経営に関する各種ご相談先

沖縄県よろず支援拠点	098-851-8460
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

また、本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも支援策を講じている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※沖縄総合事務局経済産業部では、メールマガジン及びtwitterにて最新情報を随時配信しております。右側のQRコードからご登録をお願いいたします。



メルマガ配  
信登録



Twitterア  
カ  
ウント